

令和6年

第8回農業委員会総会議事録

令和6年8月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事（議案第1号から第4号）  
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

2番	高原 和重	3番	林 康弘
4番	土佐 好廣	5番	木下 栄作
7番	山本 康雄	8番	田邊 秀男
9番	樋上 豊	10番	島倉 忠悦
11番	長谷 吉宗	12番	長谷川 達夫
13番	高橋 彰	14番	堀 正
15番	表 隆夫	16番	齊田 博美
17番	松井 正	18番	明石 茂
19番	末永 久義	20番	炭谷 一三
21番	坂井 吉三郎	22番	瀧田 秀成
23番	高越 博	24番	山崎 善夫
25番	北田 幹夫		

欠 席 委 員（2人）

1番 白山 一男      6番 川腰 康子

## 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について  
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 6 年第 8 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、1 番 白山委員、6 番 川腰委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 2 1 条の規定により、議長において「1 6 番 齊田委員」「1 7 番 松井委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号3番について、瀧田委員から説明をお願いします。

瀧田委員

議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請者は、現在〇〇市内の賃貸アパートにて妻と2歳になる子供の3人で生活しており、将来的に子供を育てるにはアパートでは手狭になると考えていたことから、このたび実家のある住み慣れた〇〇地内において住宅の取得計画に至りました。

令和2年に父である〇〇氏が亡くなり、相続した農地において今回農家住宅を建築するものです。申請地から距離が約100メートルと程近い母屋には現在、母親と祖母、弟の3人が生活しており、母屋での同居生活についても検討を重ねてきましたが、弟が結婚を機に同居する可能性があることから断念した経緯があります。今後、子供を育てていく中で親に協力を仰ぎたい旨や母親と祖母の面倒を見ていくことも念頭に置いており、必要最小限の面積で分筆を行い、住宅を建築することは妥当であると考えます。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、擁壁を設置し周辺の農地に被害が及ばないように注意する旨を誓約しており、地元関係者からは住宅建築について同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。  
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。  
よって議案第2号については、承認することに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

議長 (堀会長)

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

これより、地域の委員の意見に移ります。  
議案第3号の申請番号10番について、北田委員から説明をお願いします。

北田委員

議案第3号の申請番号10番について説明します。

申請者である譲受人は、令和2年に現在の住宅兼作業所を購入し、〇〇地内で妻と子供の3人で生活しています。〇〇にあるガラス工房に勤務する傍ら、自宅には電気炉を備えており自宅工房でガラス作品の展示や販売を行っています。以前から来客用の駐車場が不足していると考えており、近隣において適当な土地を検討していたところ、自宅の後背地に位置する農地の所有者から譲り受けることを承諾されたため、駐車場を拡張する計画に至りました。

既存宅地が過去に農家であったことから、現在は一般住宅の目安となる500㎡を超えている状態です。近年、県道小杉婦中線の車両通行量が朝夕の時間帯に限らず往来が激しく、既存宅地内では旋回スペースも含めた駐車場を確保することが困難であり、このたび既存地の拡張として駐車場を整備す

るものです。

駐車台数については、夫婦2台分を含めた家族分として計3台に加え、展示会等で来客が多い時に対応できるよう合計で6台分を予定しており、一般住宅の目安面積を超えてはいますが職業等も考慮した上で、駐車場の拡張はやむを得ないと判断します。整備においては、擁壁を設け周辺に土砂が流出しないことや農地への影響に細心の注意を払うことを誓約しており、加えて地元関係者からは同意を得ていることから慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号11番について、瀧田委員から説明をお願いします。

瀧田委員

議案第3号の申請番号11番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地内の賃貸アパートにて妻と2人で生活しており、将来的に子供を育てるにはアパートでは手狭になることから住宅建築について検討し、このたび住宅の取得計画に至りました。

夫である〇〇氏の勤務先は〇〇市内で、妻の勤務先は〇〇市内のため通勤等に係る主要道路への交通利便性を重視したことや、近年の〇〇地区の商業施設の充実ぶり及び将来的な子育て・教育環境から住み慣れている〇〇地区周辺で候補地について検討を重ねた結果、今回の申請地が適地と判断したものです。

ただし、申請地には現在車庫がある状態で、譲渡人の亡き父〇〇氏が大工業を営んでいたことから作業小屋及び車庫を無断で建築した経緯があります。その後、令和5年に息子である〇〇氏が土地を相続し、転用に係る調査から申請地の地目が農地であることが発覚したものです。おそらく建築から既に60年以上経過し、当時建築した父も亡くなっているため詳細については不明ですが、農地法等に関する理解と認識が足りず、転用許可を取らずに無断転用したことを深く反省している状態です。関係者一同二度とこのようなことがない旨を誓約しております。

転用許可後は譲渡人が責任をもって車庫を解体した上で更地にし、住宅建築においては擁壁等を設置し周辺に土砂が流出しないこと及び近辺の農業施設等にも影響が出ないよう細心の注意を払うことを誓約していますので慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号12番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第3号の申請番号12番について説明します。

申請人は、現在市内の賃貸アパートにて妻と2人で生活しており、将来的には子供を育てることを見据えた上で、今後アパートでは手狭になることから住宅建築について検討し、このたび住宅の取得計画に至りました。

夫婦どちらも転勤が多い職業で、〇〇氏の勤務先は〇〇市内、妻の勤務先は〇〇市内のため通勤等に係る主要道路への交通利便性を重視したことや、公共施設及び医療施設との距離が近いこと等を考慮した上で、〇〇地区周辺において検討を重ね、今回の申請地が適地と判断したものです。

〇〇夫婦において所有する別の土地はなく、夫婦ともに〇〇市内にある実家での同居生活は敷地に余裕がないことから現実的に困難と判断しました。主の〇〇氏は住宅を建築するに当たり、敷地内で自家菜園を行いたいとの思いがあり、申請地の面積としては妥当であると考えます。住宅建築においては、擁壁等を設置し周辺に土砂が流出しないことや近辺の土地及び農業用施設に対して細心の注意を払う旨を誓約しており、関係各者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。  
よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題と  
します。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とし  
ます。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分い  
たしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第8回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時50分

## 令和6年第8回 農業委員会総会その他協議・報告事項

### 1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年9月6日（金）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

### 2 農業委員会視察研修報告について

議 長

署名委員

署名委員